

予定価格の事後公表の試行に係る実施要綱の運用について

第2条関係

- 1 適用対象工事の選定は以下に掲げる各号のとおりとする。
 - (1) 一般土木工事にあつては予定価格2,500万円以上の工事。
 - (2) 舗装工事にあつては予定価格500万円以上の工事。
 - (3) その他市長が特に必要と認める工事。
- 2 大仙市建設工事等競争入札に関する基本要綱（以下、「入札基本要綱」という。）第14条第1項の規定による発注見通しの公表の際に、当該工事が事後公表の試行適用対象工事であることを公表するものとする。

第4条関係

- 1 予定価格調書の作成にあつては、入札基本要綱第8条第2項で規定する見積期間を厳守するものとし、同項後段ただし書きは適用しないものとする。
- 2 予定価格の決定の時期については、対象工事の入札期間が終了後となるよう設定するとともに、入札書の受理期限後から開札までの間隔を、予定価格調書の作成が可能な日程を考慮して設定すること。

(平成23年4月1日から施行)

(価格競争)・曜日入り

条件付一般競争入札実施フロー(事前公表及び事後公表)

